

# 皆さまの声を、私たちにお届けください

田川農業協同組合  
平成28年4月1日現在

## 苦情処理措置の概要

当JAでは、組合員・利用者の皆さまにより一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、JAの各事業に関する相談および苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

- 1 相談・苦情等の申出があった場合、これを誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について、必要に応じてJA内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
- 2 相談・苦情等への対応にあたっては、皆さまのお気持ちへの配慮を忘れずに、できるだけ皆さまにご理解・ご納得いただけるよう努めます。
- 3 受け付けた相談・苦情等については、定期的に当JA経営陣に報告するとともに、JA内において情報の共有化を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

### まずは、当JAの窓口へお申し出ください。

支所名	電話番号	FAX 番号	支所名	電話番号	FAX 番号
大任支所	0947(63)2001	0947(63)3030	糸田支所	0947(26)0091	0947(26)0018
川崎支所	0947(73)2033	0947(73)2349	安真木出張所	0947(73)2080	0947(72)6601
伊田支所	0947(44)1810	0947(46)1836	金川支所	0947(44)3010	0947(45)8491
後藤寺支所	0947(44)0414	0947(44)6660	添田支所	0947(82)1131	0947(82)1135
猪位金支所	0947(44)2056	0947(44)4337	採銅所支所	0947(32)2302	0947(32)3707
方城支所	0947(22)0128	0947(22)0426	高野支所	0947(32)2011	0947(32)3887
金田支所	0947(22)0009	0947(22)2070	香春出張所	0947(32)2549	0947(32)3599
赤池支所	0947(28)2007	0947(28)2530	赤支所	0947(62)2500	0947(62)3270

○ 組合員・利用者の皆さまからの相談・苦情等については、まずは当組合がお受けいたします。

- 4 福岡県農業協同組合中央会が設置・運営するJAグループ福岡総合相談所(福岡県JAバンク相談所)でもJAに関する相談・苦情等をお受けしております。公平・中立な立場でお申出をうかがい、お申出者のご了解を得たうえで、ご利用のJAに対し迅速な解決を依頼します。

また、JA 共済相談受付センターでは、共済に関わる相談・苦情等のほか JA 共済全般に関するお問い合わせも電話で受け付けています。

## JAグループ福岡総合相談所

電話番号

**092-711-3855**

受付時間：午前9時～午後5時  
(土日・祝祭日および12月31日  
～1月3日を除く)  
(福岡県JAバンク相談所)

共済事業の場合

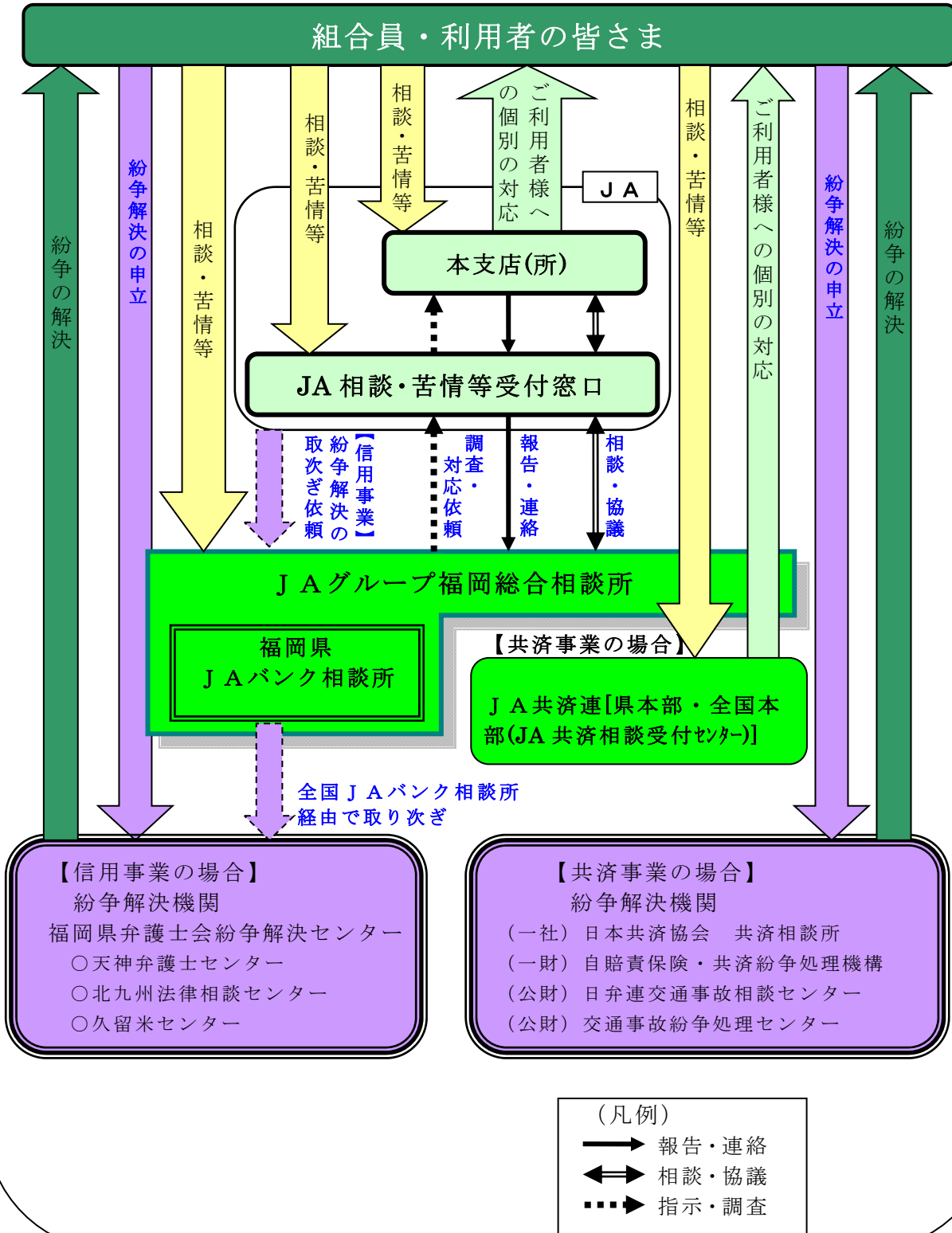
JA共済相談受付センター  
(JA共済連全国本部)

電話番号：0120-536-093

受付時間：午前9時から午後5時  
(土日・祝祭日および12月31日  
～1月3日を除く)

## 相談・苦情等受付・対応態勢

下図のような態勢で組合員・利用者の皆さまからの声を真摯に受け止め、迅速な解決に努めるとともに、分析・業務改善活動を通じて商品や各種サービスの開発・改善に活用します。



当JAの信用事業・共済事業に対する苦情等でJAの説明でご納得いただけず、お客様の申出により外部機関によるあっせん・調停・仲裁等を希望される場合は下記の外部機関を紹介いたします。

## JAバンク 紛争解決措置の概要

苦情などのお申出については、当JAが対応いたしますが、お客様が外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として下記弁護士会を利用できます。

### 福岡県弁護士会 紛争解決センター

天神弁護士センター 電話番号：092-741-3208

受付時間：月曜日～金曜日 9：00～19：00

土・日・祝日 9：00～13：00

〒810-0004 福岡市中央区渡辺通 5-14-12 南天神ビル天神弁護士センター内

北九州法律相談センター

電話番号：093-561-0360

受付時間：月曜日～金曜日 9:30～12:30／13:30～15:30

〒803-0816 北九州市小倉北区金田 1-4-2 裁判所構内 北九州弁護士会館内

久留米センター 電話番号：0942-30-0144

受付時間：月曜日～金曜日 10:00～11:30／13:00～16:00

〒830-0021 久留米市篠山町 11 番地 5 筑後弁護士会館内

上記弁護士会の利用に際しては、以下の当JAの相談・苦情等受付窓口またはJAグループ福岡総合相談所(福岡県 JAバンク相談所)にお申し出ください。

なお、福岡県弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。

### 当JAの相談・苦情等受付窓口

電話番号：0947-44-4030

受付時間：午前9時～午後5時

(金融機関の休業日を除く)

JAグループ福岡 総合相談所(福岡県 JAバンク相談所)

電話番号：092-711-3855

受付時間：午前9時～午後5時

(金融機関の休業日を除く)

弁護士会以外の他の機関でも紛争解決のお申し出を受け付けています。詳しくは当JAの相談・苦情等受付窓口にご相談ください。

## J A 共済 紛争解決措置の概要

お客様からの相談・苦情等については、当JAが対応しますが、ご納得のいく解決に至らない場合は、下記の中立的な外部機関に解決の申し立てを行うことができます。また、当JAは下記の外部機関をご紹介します、その外部機関の標準的な手続の概要等の情報をご提供いたします。  
詳細は当JAにお問合せください。

- ・ 一般社団法人 日本共済協会 共済相談所
- ・ 一般財団法人 自賠償保険・共済紛争処理機構
- ・ 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター
- ・ 公益財団法人 交通事故紛争処理センター

### 1 一般社団法人 日本共済協会 共済相談所 <http://www.jcia.or.jp/adr/index.html>

(一社)日本共済協会では審査委員会を設置しており、裁定または仲裁により解決支援業務を行います

(一社)日本共済協会 共済相談所  
電話番号:03-5368-5757  
受付時間:午前9時~午後5時  
(土日・祝祭日および12月29日~1月3日を除く)

※ 自動車事故の賠償にかかわるものは、お取り扱いしていません。

(一社)日本共済協会 共済相談所は、「裁判外紛争解決支援手続の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しております。(認証取得日:平成22年1月26日認証番号:第57号)

### 2 一般財団法人 自賠償保険・共済紛争処理機構 <http://www.jibai-adr.or.jp/>

自賠償共済の支払に関して、万一にもご納得いただけなかったための、公正中立で専門的な知見を有する裁判外紛争処理機関として国土交通大臣および内閣総理大臣の監督を受ける「(一財)自賠償保険・共済紛争処理機構」が設置されています。この機関は共済金等の支払に関する所要の調査を行い、紛争の当事者に対して調停を行います。

※ 連絡先(住所・電話番号)につきましては、「自賠償共済のしおり」またはホームページをご覧ください。

### 3 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター <http://www.n-tacc.or.jp/>

(公財)日弁連交通事故相談センターの相談所が全国164か所(各弁護士会内等)に設置されており、専門の弁護士が交通事故に関するご相談や示談の斡旋を無料で行っています。

※ 連絡先(住所・電話番号)につきましては、自動車共済の「ご契約のしおり・約款」またはホームページをご覧ください。

### 4 公益財団法人 交通事故紛争処理センター <http://www.jcstad.or.jp/>

(公財)交通事故紛争処理センターでは、学識経験者および弁護士からなる審査員が、被害者の正当な利益を守るため、公正な立場から和解の斡旋を無料で行っています。

※ 連絡先(住所・電話番号)につきましては、自動車共済の「ご契約のしおり・約款」またはホームページをご覧ください。

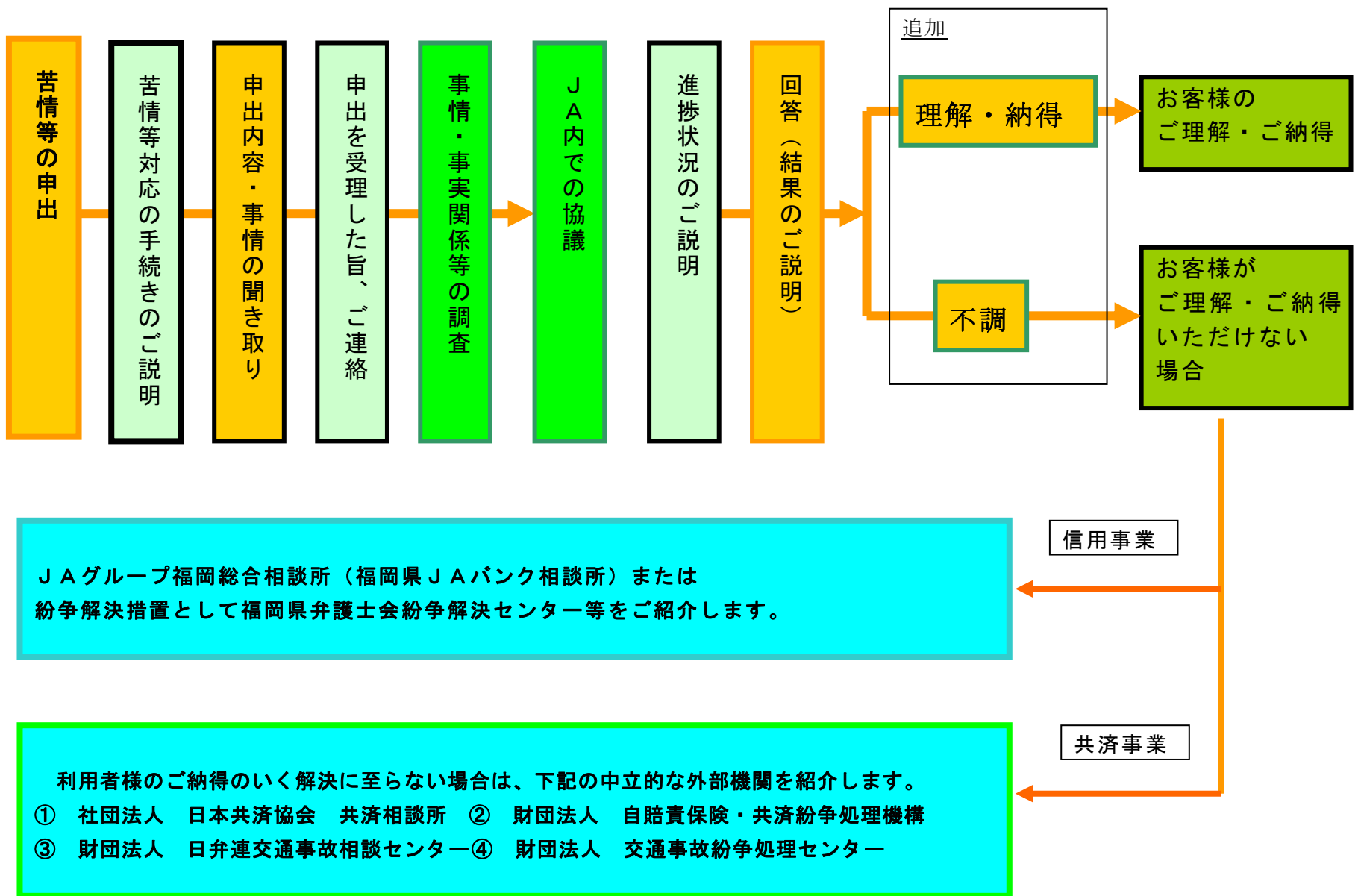
# 利用者様からの信用事業・共済事業にかかるお申出に対する対応について

## [当 J A の苦情等対応要領の概要]

田川農業協同組合

1. 利用者様からの信用事業・共済事業にかかる相談・苦情等についても、当 J A の本支所で受け付け、原則として当該相談・苦情等にかかる業務を担当する相談・苦情等対応担当者が対応します。  
ただし、相談・苦情等の内容や状況に応じて、窓口担当者が対応することがあります。
2. 当 J A は、相談・苦情等の申出があった場合、これを誠実に受け付け、当該相談・苦情等にかかる事情・事実関係等を調査するとともに、必要に応じて関係部との連携を図り、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
3. 利用者様からの相談・苦情等の受付・対応にあたっては、迅速かつ適切に対応するとともに、申出内容・事情等を充分聞き取り、できるだけ利用者様の理解と納得を得て解決することを目指します。
4. 利用者様のご納得のいく解決に至らない場合は、利用者様に対して適切な外部機関を紹介するとともに、その標準的な手続の概要等の情報を提供します。
5. 当 J A は外部機関において苦情等対応に関する手続が係属している間にあっても、必要に応じ、一般的な資料のご提供やご説明等をお客様に対して行います。
6. 当 J A は、外部機関の手続およびその結果について尊重・遵守します。

## [標準的な手続の流れ]



※ 内容や状況により、訴訟による解決となる場合があります。